

議案第 9 号

我孫子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の制定について

我孫子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

提案理由

内閣府令に定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を速やかに本市における基準に反映し、及び業務の効率化を図るため、条例における基準の規定方法を、内閣府令を引用する形式に改めるため提案するものです。

我孫子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

我孫子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第28号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「府令」という。）の例による。

（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準）

第3条 法第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき条例で定める基準は、府令に定める基準の例による。

（委任）

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。